

令和3年度ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名：東京都

議題2 ヘイトスピーチに係る取組

平成30年10月に制定した「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき啓発等の取組を実施

令和3年6月から条例第12条に基づく拡散防止措置として、東京都が認定したヘイトスピーチに関するインターネット上の動画等について、東京法務局への削除要請を開始

【第三者機関（審査会）の状況】

有識者等5名により構成 約2か月に1回実施

条例制定から令和3年8月までに16回開催

【事案の概要等公表】

審査会の審議を経て、東京都が不当な差別的言動に該当すると認めた事案を公表
条例制定から令和3年8月までに15件の表現活動を公表

（公表内容）

- ・表現活動の内容（活動日、場所、言動等）

※最近の公表事案

（令和3年6月公表）令和3年2月 東京都新宿区及び渋谷区の集会における言動

- ・「ためえら朝鮮人は半島帰れ、朝鮮帰れゴミ」他

（令和3年6月公表）令和3年4月 東京都新宿区でのデモ行進における言動

- ・「朝鮮人はうぜえんだよ、ゴミなんだよ、ゴキブリなんだよ」他

（令和3年8月公表）令和2年12月 東京都港区での集会における言動

- ・「うすぎたねえゴキブリ朝鮮人ども、こいつらを、この国から完全排除せえ」

【拡散防止措置】

令和3年6月以降に概要公表をした内容について、東京法務局に削除要請を実施
これまでに2回要請（令和3年6月及び8月）**→未対応のままである。**

【その他啓発】

- 都営地下鉄全駅にポスターを掲出
- 新宿駅及び都庁舎内のデジタルサイネージに人権尊重の動画を掲出
- 東京オリンピック期間に合わせて、都内各自治体にポスターの掲示を依頼
- リーフレット等を作成

ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

議題1 インターネット上のヘイトスピーチに係る取組

(1) インターネットモニタリングの実施

民間団体への委託により、部落差別及びヘイトスピーチについてモニタリングを実施するとともに、結果をとりまとめ、横浜地方法務局あて情報提供して削除依頼を行っている。

	モニタリング実施件数	法務省削除依頼件数	法務省情報提供件数
令和元年度	338	106	219
令和2年度	555	147	408

(2) 弁護士による専門相談窓口の開設

弁護士によるヘイトスピーチ専門相談窓口を開設し、インターネット上でのヘイトスピーチについても相談の対象として実施している。

(3) リスティング広告の実施（人権週間に合わせて実施）

検索サイトにおいて特定の単語を検索した際、注意喚起とともに県ホームページへ遷移させることで、差別的書込みを抑止する取組を行った。

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

(1) かながわ人権施策推進指針の改定

今年度中にかながわ人権施策推進指針を改定予定。その中で、ヘイトスピーチやインターネットによる人権侵害についても追記する予定。

この点、議会等からは、人権指針への追記のみならず、ヘイトスピーチ解消のための条例制定を求める声強い。

一方、有識者からは、「表現の自由」との兼ね合いに十分配慮する必要があること、規制のためには「ヘイトスピーチ」に当たる行為や言動について全国一律の明確な定義が必要などの指摘がなされており、条例制定には至っていない。

ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

議題1 インターネット上のヘイトスピーチに係る取組

- ・川崎市では、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、学識経験者で構成される川崎市差別防止対策等審査会への諮問・答申を経て、一定の要件を満たしたインターネット表現活動（投稿等）に対し、拡散防止措置（プロバイダ等への削除要請）を実施。
- ・削除要請実績（令和2年度） 9事案49件
- ・条例の要件を満たすインターネット表現活動を探すため、委託によりネットリサーチを実施

議題2 その他のヘイトスピーチに対する取組

- ・川崎市では、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市内の公共の場所で行われる、一定の要件を満たした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を禁止している（当該規定は令和2年7月1日から施行）。
- ・条例の施行後、右派系市民グループにより、JR川崎駅東口駅前を中心に、街宣活動が定期的に行われるようになったものの、条例の禁止規定に抵触するような言動は確認されていない。
- ・特定の団体等による街宣活動が行われる度に、演説に反対する者が集まり、大きな妨害音を発するなど、駅前周辺が騒然とした状況になっている。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例に基づく インターネット表現活動に係る拡散防止措置の状況について

1 「川崎市差別防止対策等審査会」からの答申（主な内容）

◎川崎市差別防止対策等審査会（吉戒修一会長）が市長へ、インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表について答申を提出

答申日 令和2年10月16日、令和2年11月16日、令和2年12月28日

○次の各投稿について、拡散防止措置を講ずることは、妥当であり、必要な具体的措置としては、サイトの運営者に対して、当該投稿の削除を要請することが適当である。

○各投稿の表現の内容の概要の公表は、それぞれ特定の市民等を対象とする次の趣旨の記載をした表現について行うことが適当である。

<表現の内容一覧>

(1) 1回目の答申（令和2年10月16日）→1回目の拡散防止措置、公表（令和2年10月22日）

【事案番号1】 [Twitter](#) 『早く祖国へ帰れ』

【事案番号2】 [Twitter](#) 『日本に寄生して日本を滅ぼす者として、日本から排除する』

※事案番号3～9は、すでに表示されない状態になっていたため、拡散防止措置は講じていない。

(2) 2回目の答申（令和2年11月16日）→2回目の拡散防止措置、公表（令和2年11月20日）

【事案番号1】 [5ちゃんねる](#)

ア『早く日本から出ていけ』

イ『国にゴーホーム』

ウ『死ね』

エ『国にお帰りください』

オ『今すぐに死ね』

カ『国に帰れ。寄生虫そのもの』

キ『日本から出て行け』

ク『何を言っても相手にしない。国に帰れ』

ケ『日本から出ていけ、帰国したら死刑だけど』

コ『日本から出ていけ、ぶっ殺して地獄に落とす』

サ『国に帰れ』

シ『今すぐに日本から出ていけ』

【事案番号2】 [2ちゃんねる](#) 事案番号1の各投稿を転載したもので、内容は事案番号1と同じ。

【事案番号3】 [5ch勢いランキング](#) 事案番号1の各投稿を転載したもので、内容は事案番号1と同じ。

【事案番号4】 [ライブドアブログ](#)

ア『早く日本から出ていけ』

イ『〇〇（朝鮮人の蔑称。以下同じ。）』

ウ『〇〇は石ころで頭をぶち割ればいい』

【事案番号5】 [ライブドアブログ](#)

ア『今すぐに死ね』

イ『〇〇は練炭で死ね、早くしないと全員焼却処分にする』

ウ『必ず殺してやる、生き延びたければこの国から出ていけ』

エ『死ね、〇〇』

オ『国に帰りたくないなら死ね』

カ『朝鮮半島に帰れ』

(3) 3回目の答申（令和2年12月18日）→3回目の拡散防止措置、公表（令和3年1月6日）

【事案番号1】 [5ちゃんねる](#) 『〇〇民族は出ていけ（〇〇は人以外のものにたとえる侮蔑的表現。以下同じ。）』

【事案番号2】 [5ちゃんねる](#) 『殺すぞ〇〇朝鮮人、早く日本から出ていけ』

2 拡散防止措置（削除要請）及び公表の実施

◎インターネット表現活動（9事案49件）について、拡散防止措置（サイトの運営者に対する削除要請）及び公表を実施

公表日 令和2年10月22日、令和2年11月20日、令和3年1月6日

○公表した表現の内容は、上記1の<表現の内容一覧>に記載のとおり

○川崎市差別防止対策等審査会の答申を踏まえ、特定の川崎市民を対象としたものであると明らかに認められ、かつ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するインターネット表現活動（SNSの投稿、掲示板の書き込み等）について、拡散防止措置（削除要請）を講じた。

○拡散防止措置（削除要請）を講じた後、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨、表現の内容の概要及び拡散防止措置（削除要請）を講じたことを公表した。

3 拡散防止措置（削除要請）に対するサイトの運営者の対応

◎インターネット表現活動（7事案36件）について、サイトの運営者が削除を実施

(1) 1回目の拡散防止措置（削除要請）に対するサイトの運営者の対応

Twitter社（Twitter,Inc.）は、2件のうち1件（事案番号2）について削除要請に応じ、残り1件（事案番号1）については、自社の削除基準^{*}に該当しないという理由で、削除要請に応じなかった。

※「暴言や脅迫、差別的言動に対するTwitterのポリシー」により、人種、民族、出身地等を理由とした他者への暴力行為、直接的な攻撃行為、脅迫行為を助長する投稿が禁止されている。令和2年12月から、人種や民族、出身地に基づいて人間以外のものに置き換える言葉の使用も禁止されている。

(2) 2回目の拡散防止措置（削除要請）に対するサイトの運営者の対応

ア 事案番号1

「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社は、削除要請に応じた。

イ 事案番号2

「2ちゃんねる」を運営するパケットモンスター社は、自社の削除基準^{*}に該当しないという理由で、削除要請に応じなかった。

※「削除ガイドライン」により、差別・蔑視の意図がある地域名又は苗字等の書き込みは削除対象となる。

ウ 事案番号3

「5ch勢いランキング」の運営者は、削除要請に応じた。

エ 事案番号4及び事案番号5

「ライブドアブログ」を運営するLINE株式会社は、削除要請に応じた。

(3) 3回目の拡散防止措置（削除要請）に対するサイトの運営者の対応

「5ちゃんねる」を運営するロキテクノロジー社は、削除要請に応じた。

4 本市の考え方

- 各サイトの「利用規約」等に基づき、各事業者が削除するか否かの判断を行い、削除要請に応じない事業者が出ることは、制度上想定されており、強制力のない要請であるため、これ以上の措置を講じることは難しいと考えている。
- 個人を対象とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、いわゆる「プロバイダ責任制限法」に規定する「他人の権利を侵害する情報」にも該当する場合が多く、その場合は、同法の規定により「他人の権利を侵害する情報」として本人が削除要請する方が、サイトの運営者による迅速な削除が期待でき、また、「他人の権利を侵害する情報」については、裁判所に仮処分を申し立てることが可能で、裁判所の仮処分命令を得れば、サイトの運営者による確実な削除が期待できる。
- 今後も、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」や「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の趣旨等について、啓発の取組を進めていく。



Colors, Future!
いろいろって、未来。

川崎市

STOP! 不当な差別

川崎市 差別のない 人権尊重のまちづくり条例

人権を尊重し、
共に生きる社会を目指して



「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定経緯

川崎市は、日本各地や海外から来た人たちを含め、いろいろな人たちが集まり、地域に根付いて、多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展し、市制施行時、人口約5万人であったまちは、その30倍以上の人口を抱える大都市に成長を遂げています。

これまで、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人々が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指して、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動をはじめ、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じています。

このような状況を踏まえ、川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」を令和元年12月16日に制定し、令和2年7月1日に全面施行しました。



条例はどのような構成になっていますか？

この条例は、人権全般を見据えた幅広い条例として、前文、本則5章建て24箇条及び附則で構成され、「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」の2つの柱があります。

不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

人権全般を対象とし、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進するための人権に関する施策の内容等について定めています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

国の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「差別的言動解消法」という。）」の規定に基づき、本市の実情に応じた施策の内容等について定めています。



「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」には、どのようなことが書いてありますか？

ポイント！

「不当な差別的取扱いの禁止」は、「日本国憲法」の保障する「法の下での平等」の原則に則っています。この原則に反するか反しないかの基準とされている「合理的な取扱い上の違い」に当たるか否かを判定するに当たっては、「形式的平等」ではなく、「実質的平等」の主旨が最大限考慮されなければならないとされています。

不当な差別的取扱いの禁止

何人も*、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはなりません。なお、罰則規定はありません。

*「何人も」とは、誰でもという意味で、日本人だけでなく外国人も、また、法人も含まれます。

人権教育及び人権啓発

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行います。

人権侵害による被害に係る支援

人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行います。

情報の収集及び調査研究

不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行います。

このほか、市の責務、市民及び事業者の責務、人権施策推進基本計画、人権尊重のまちづくり推進協議会について定めています。



「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」には、どのようなことが書いてありますか？

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。平成28年6月に施行された国の「差別的言動解消法」では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が許されないものであることを宣言するとともに、地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることを地方公共団体の責務としました。

川崎市では、市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返されたことを踏まえ、令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づいて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組を推進しています。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、道路や公園などの公共の場所で拡声機等を使用して行われるもの(街頭演説、デモなど)と、インターネット上で行われるもの(SNSの投稿、掲示板の書き込みなど)を区分して、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組の推進について定めています。

なお、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義は、国の「差別的言動解消法」に定められており、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(=本邦外出身者)」を対象として、「本邦の域外にある国又は地域の出身であること」を理由として地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいうとされています。

1 道路や公園などの公共の場所で拡声機等を使用して行われるもの

ポイント! この条例で禁止され、違反を繰り返すと罰則の対象となる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、①、②、③の全てを満たすものとなります。



より詳しく説明すると…

本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由とした、次のいずれかに該当する言動

- 本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- 本邦外出身者を人以外のものにとえるなど、著しく侮辱するもの

ポイント! 要件のどれかが1つでも欠ければ該当しないので、極めて厳格な仕組みとなっています。

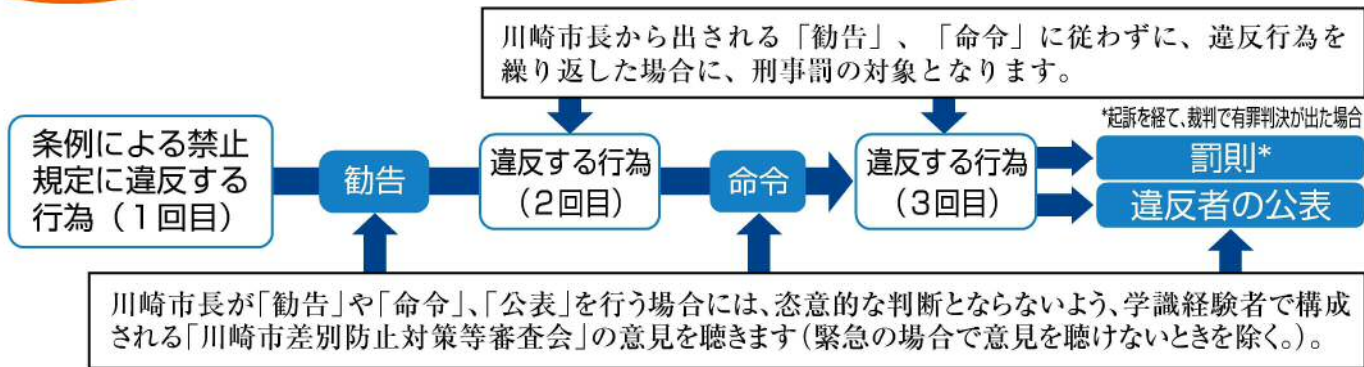
例えば、「宴席での会話や議論」、「肉声でなされた差別的発言」、「外国政府の批判」や「外国人の政治的態度を理由として批判する表現」などは、該当しないことになります。

「外国政府や外国人に対する批判や悪口を言えば全て該当する」ということではありません。

該当しない事例

関係者による会合 宴席(特定の人たちの間)での会話や議論 電氣的に音量を増幅しないメガホンによるもの 外国政府の批判

ポイント! 違反する行為が1回あっても、すぐに刑事罰の対象になるわけではありません。

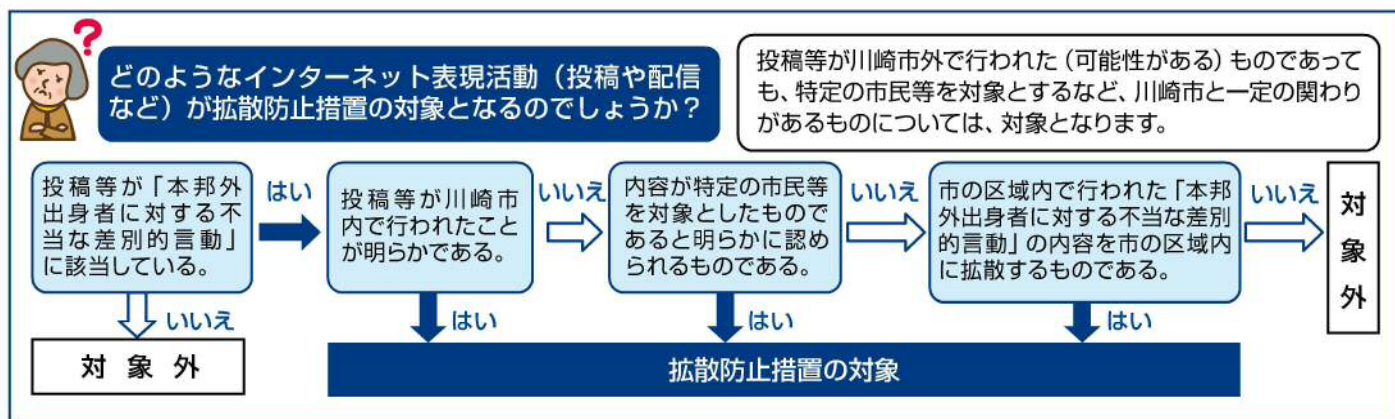


ポイント! 対象が「本邦外出身者」に限定されているのは、国の「差別的言動解消法」に基づく取組であるためです。

ポイント! 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の禁止は、日本人に限らず、誰でも対象となります（本邦外出身者が、本邦外出身者に対して行うことも許されません。）。

2 インターネット上で行われるもの

ポイント! 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義に該当する投稿等のうち、川崎市と一定の関わりがあるものについて、拡散防止措置（プロバイダ等への削除要請等）を講じます。



ポイント! 特定のインターネット投稿を「禁止」するものではないため、投稿者等に対する罰則はありません。

ポイント! 単なる悪口や、誹謗・中傷では該当しない場合があります。



ポイント! 拡散防止措置を行うかどうかは、市長が審査会の意見を聴いて判断します。



ポイント! 拡散防止措置を行ったときは、対象となった表現内容の概要等を公表します。公表は啓発が目的であり、懲罰的なものではありません。



ポイント! 削除要請は、事業者（プロバイダ等）の協力に依拠します。



公権力による命令や指示ではなく、強制力を持たない要請であり、事業者が削除に応じない場合があります。

よくある質問にお答えします

刑事罰を設けた理由など、これ以外の質問にも、市のホームページでお答えしています。



Q1 「ヘイトスピーチ」と「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、同じ意味ですか？

A1 「ヘイトスピーチ」という用語は、法律上の定義がなく、その範囲は明確ではありません。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と同じ意味で用いられる場合もありますが、より広く、「憎悪をむき出しにした発言」という意味で用いられる場合もあり、その場合は同じ意味ではありません。

Q2 川崎市内では、外国や外国人に関する批判は、全て禁止されるのですか？

A2 禁止の対象は厳格に絞り込まれています。3ページで「該当しない事例」を例示しています。

Q3 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対する罰則付きの規制は、「表現の自由」に抵触しないのですか？

A3 「表現の自由」も無制限ではなく、公共の福祉との関係で制約が認められる場合があります。ただし、「表現の自由」は民主主義の根幹に関わる重要な権利であることから、条例では、「表現の自由」を不当に侵害することのない仕組みを設けており(4ページ参照)、慎重な運用に努めています。

Q4 日本人に対する差別的言動も同じように規制すべきではないですか？

A4 川崎市では、過去に市内で本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが繰り返し行われ、地域に居住する市民の平穏な生活が脅かされたことから、条例による規制が必要であると判断しました。

一方、本邦外出身者に該当しない日本人に対する差別的言動については、現時点では、地域に居住する市民の平穏な生活が脅かされる程の立法事実(ある法律や条例が存在する合理性の根拠となる社会的事実)がないため、条例による規制は必要ないと判断しています。

Q5 日本人に対する差別的言動を規制しないのは、「法の下での平等」に反するのではないですか？

A5 日本国憲法第14条(法の下での平等)は、合理的理由に基づいて異なる取扱いをすることを禁止するものではありません。

本邦外出身者とそれ以外の者とは、地域社会からの排除という側面で、置かれている状況が異なるため(Q4参照)、両者に異なる取扱いをすることには、合理的理由があり、「法の下での平等」には反しないと考えています。

Q6 条例の施行後も、いわゆる「ヘイト街宣」が行われていますが、市は止めに入らないのですか？

A6 この条例の施行から、令和3年3月までの間に条例違反の行為(3ページ参照)は一度も確認されていません。

街宣活動が行われた場合、川崎市では、条例上の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」への該当性を判断していますが、該当の有無に関わらず、演説を途中で止められる仕組みにはなっていません。

先入観にとらわれずに、街宣活動における言動の具体的な内容を確認することが重要であると考えています。

Q7 地方自治体である川崎市が、インターネット上の投稿などを規制するのは越権行為となるのではないですか？

A7 この条例のインターネット上の対策は、法的拘束力のある規制ではなく、川崎市域・市民に関係するなど厳格な要件を満たした投稿等に関し、拡散防止措置として、プロバイダ等への削除要請を行うものです。

なお、このようなプロバイダ等への削除要請は、この条例の制定前から、同和問題等において、複数の行政機関が行っています。



川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- 2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- 2) 人権に関する基本的施策
- 3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人

権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（情報の収集及び調査研究）

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

（人権尊重のまちづくり推進協議会）

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（この章の趣旨）

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの

(2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの

(3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

（勧告）

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行かせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に

掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動(以下「同一理由差別的言動」という。)を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるとに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせるはならない旨を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるとに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせるはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)にあつては、その代表者又は管理人の氏名

(2) 命令の内容

(3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設(市が設置するものに限る。以下同じ。)において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動(他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。)のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動(市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等(市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。)を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であつて、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

(審査会の調査審議手続)

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

(表現の自由等への配慮)

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

(報告及び質問)

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

STOP! 不当な差別

思いやりの輪を 社会に広げていきましょう

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」をより詳しく知っていただくとともに、この条例で取り組む内容を御理解いただき、「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」の推進に活用していただけるよう、「『川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例』解釈指針」を作成し、川崎市のホームページで公開しています。

詳しくは川崎市のホームページへ

川崎市 人権条例

検索

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/60-1-10-0-0-0-0-0-0-0.html>



より詳しいQ & Aを読みたい方はこちら

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/faq/category/401500.html>



インターネット上で誹謗中傷やプライバシー侵害を受けたときはこちら

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000124259.html>



電話によるお問合せ、御相談は

電話番号 **044-200-2359**

F A X **044-200-3914**

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

受付時間 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く。）
8:30~12:00/13:00~17:15

第5回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

相模原市

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

1 条例

本市では、(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例の制定について審議会に諮問し、現在同条例に規定すべき内容について審議会で審議を行っている。その審議の中で、ヘイトスピーチに係る取組を検討課題の一つとしている。

(1) 検討経過

本市では、人権尊重のまちづくりを実現するため、平成31年1月に相模原市人権施策推進指針を改定し、人権施策の推進に取り組んでいる。こうした取組に、より実効性を持たせ、偏見や差別のない人権尊重のまちづくりを進めるため、条例の制定に向け検討を進めることとなり、令和元年11月に審議会に対し諮問した。

(2) これまでの審議回数

令和元年度 2回

令和2年度 3回

令和3年度 1回

(3) 今後の予定

審議会でヘイトスピーチについての専門家にヒアリングを行う予定である。その後、審議会から答申がされた後、所定の手続を経て市議会に条例案を提出する。

2 啓発活動**(1) 市HPでの法の周知****(2) 啓発ポスターの掲出、啓発チラシ等の配架 など**

インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案 概要

1 提案の趣旨

インターネット上には、人の心を深く傷つけ命に関わるほどの深刻な誹謗中傷やプライバシー侵害情報、ヘイトスピーチのような集団に対する差別的言動、特定の地域が同和地区である、又はあったとする情報など、人権上、極めて悪質な情報もあり、大きな社会問題となっています。

被害者が人権侵害情報の削除を求めても費用と時間がかかる上、特定人を対象としていない人権侵害情報については、明確に規制する法律が無く対処するのが困難です。

国においては、被害者の負担軽減のため、新たな裁判手続き（非訟手続）を創設するなどの対策を講じていただき、これらの取組みが、被害者救済につながることを期待しています。しかしながら、新たな制度でも、削除の判断は裁判所やプロバイダ等に委ねられており、人権侵害情報の早期の削除に必ずしもつながっておりません。

昨今のインターネット上の人権侵害の深刻さを考えると、人権上、極めて悪質な情報については、公権力の行使をもって削除や公衆が閲覧することができないようにするための措置などを検討すべき時期に来ています。こうした取組みは、日本国憲法によって保障された表現の自由の制限にもつながるものであり、また、インターネットの特性を踏まえると、国において、統一的な考え方の下で検討すべきです。

そこで、大阪府は、強制力のある制度が構築されるまでの間、当面の緊急的な措置として、重大かつ深刻な被害を及ぼす人権上、極めて悪質な情報に絞り、実効性のある事後的対処方策を提案します。

国におかれては、表現の自由の保障について十分に考慮しつつも、総務省と法務省の連携のもと、実効性のある対策を早急に講じてください。

2 提案の内容

- 提案1 プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責（プロバイダ責任制限法第3条第2項の改正）

プロバイダ等がインターネット上の情報の削除等を行おうとする場合、プロバイダ等自身が違法性を判断する必要があり、さらに、削除等を行った場合、発信者から提訴されるリスクもある。

そこで、プロバイダ等の負担を軽減し、迅速な対応がとられるようにするため、法務省人権擁護機関が違法性のある情報と判断し、削除要請を行った場合については、発信者に生じた損害について賠償責任を免責する旨をプロバイダ責任制限法に規定されたい。
- 提案2 サイトブロッキングの実施（海外サーバを利用しているものなど提案1では対応が難しいもの）

人権侵害情報を例えば海外サーバから直接発信されている場合などは、提案1では対処できない。

そこで、人権上、極めて悪質と判断される情報の発信に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングを実施できるよう、事業者団体と協議の上、制度整備を行っていただきたい。
- 提案3 第三者機関（人権救済機関）の設置

提案1及び2の実施に当たり、対象とする人権侵害情報の適否の判断が難しい課題となる。

そこで、表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策について検討協議し、また、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な人権侵害に対して迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を国に設置されたい。

第5回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 大阪市

議題1 インターネット上のヘイトスピーチに係る取組

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

大阪市では、市民等の人権擁護とヘイトスピーチの抑止を図るため、平成28年1月18日に「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定・公布し、同年7月1日から全部施行しているところです。

条例では、市民等からの申出等に基づき、学識経験者などで構成する「大阪市ヘイトスピーチ審査会」の意見を聴き、表現活動がヘイトスピーチに該当する場合、当該表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表することとしています。

これまでの取組状況については、令和3年7月31日時点で、以下のとおりとなっております。

- ・審査会に諮問した件数：58件
- ・現在調査審議中の件数：33件（※）
（うち、市民等から申出があった件数：6件）
（うち、市長が職権で取り上げた件数：27件）
- ※ヘイトスピーチと認定したが、拡散防止の措置や認識等の公表に向けた調査審議を進めているもの2件（市民等から申出があったもの1件、市長が職権で取り上げたもの1件）を含む
- ・調査審議を終了した案件：25件
（うち、ヘイトスピーチと認定し、拡散防止の措置及び認識等の公表を行った件数：9件）

なお、インターネット上の表現活動の取扱いについては、諮問案件全体のうち概ね6割程度、現在調査審議中の案件のうち概ね5割程度です。

第5回ヘイトスピーチ対策専門部会 資料

地方公共団体名： 兵庫県

議題1 インターネット上のヘイトスピーチに係る取組

「インターネット・モニタリング事業」を平成30年7月から（公財）兵庫県人権啓発協会に委託して実施している。（モニタリング（常時監視）は民間事業者に再委託）

モニタリング結果について、県内市町への情報提供や研修を通じて、市町でのモニタリング体制の構築を促し、全県的にインターネット上の悪質な差別的書き込みの抑止を図ることに努めている。

(1) モニタリングの実施

対象項目：ヘイトスピーチ、同和問題（部落差別）、新型コロナウイルス感染症関連

検討会議：毎月1回検討会議を開催し、市町へ情報提供

(2) 市町研修

年2回実施予定（本年度1回目は7月にオンラインで実施）

(3) 実施市町数

32市町で実施済（R3.7現在）（参考：R3.3末は28市町）

議題2 その他のヘイトスピーチに係る取組

本県では、人権啓発広報誌やイベント等を通じて県民等に啓発している。

(1) 広報誌「ひょうご人権ジャーナルきずな」

7月号で「多文化共生」について特集し、日本人と外国人が互いの多様性を受け入れ、尊重し合う気持ちを育み、共に生きる多文化共生社会の実現について考えるきっかけとなる記事を掲載

(2) イベント「ひょうご・ヒューマンフェスティバル」

毎年度8月に「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間行事として「ひょうご・ヒューマンフェスティバル」を開催しており、フォーラムの開催や民族衣装・資料展示など多文化共生イベントを通じて、外国人の人権について啓発に努めている

(3) 研修

県職員研修、市町人権担当職員研修において、他の人権課題とともに、「外国人の人権」について研修を実施

尼崎市インターネット差別書込みモニタリング事業実績

※H28までは法務局に要請していたが、H29からは直接プロバイダに削除依頼することになったため、件数が増加
 ※件数については、複数カテゴリに該当する書込みが存在するため、総件数と各カテゴリの合計数は必ずしも一致しない。

○削除依頼件数 ※H28までは法務局へ要請 ※H29からは直接プロバイダへ削除要請		●削除された件数(年度末時点) ※H28までは法務局対応のため把握不可												
年度	市内・市外	総件数	同和問題	ヘイト関係	LGBT	障害者	その他	総件数	同和問題	ヘイト関係	LGBT	障害者	その他	削除率
平成22		2	1	0	0	0	1							
平成23		3	2	0	0	0	1							
平成24		1	1	0	0	0	0							
平成25		1	1	0	0	0	0							
平成26		0	0	0	0	0	0							
平成27		2	2	0	0	0	0							
平成28		2	2	0	0	0	0							
平成29	尼崎市分	119	117	2	0	0	0	96	96	0	0	0	0	80.7%
平成30	尼崎市分	114	114	0	0	0	0	101	101	0	0	0	0	88.6%
令和元	尼崎市分	137	134	2	1	0	0	85	82	2	1	0	0	62.0%
令和2	尼崎市分	242	229	25	0	0	0	231	218	25	0	0	0	95.5%